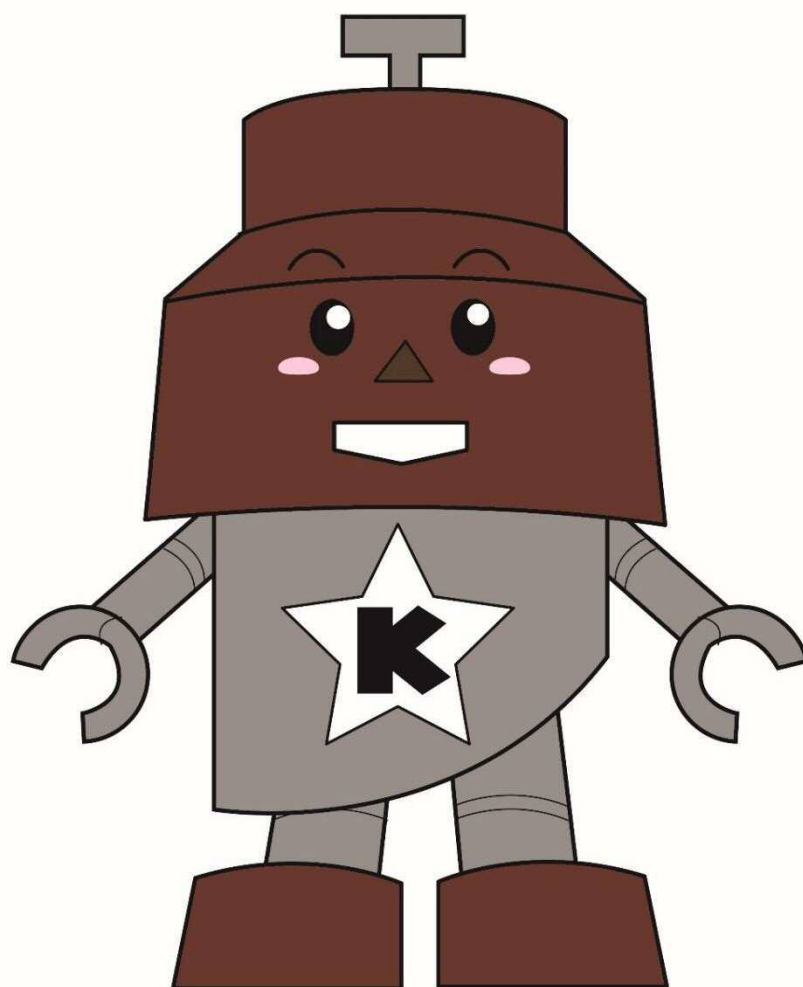


令和7年度版

医療的ケアの必要なお子さんの 保育施設利用のてびき



川口市マスコット「きゅぼらん」

川口市子ども部保育運営課

〒332-0032

川口市中青木1-5-1 川口市役所第二庁舎3階

問い合わせ先 048-258-4098

保育所における医療的ケア児の受入れについて

川口市では、令和6年4月から保育所での医療的ケア児の受入れを開始しました。

日常生活を送るうえで医療的ケアを必要なお子さんであっても、受入れ可能な要件を満たした場合には保育所の利用が可能です。

なお、就労等により保育を必要とするお子さんに対して保育を提供することを目的としており、お子さんに集団生活の機会を提供することを目的としてはおりません。

○対象となるお子さん

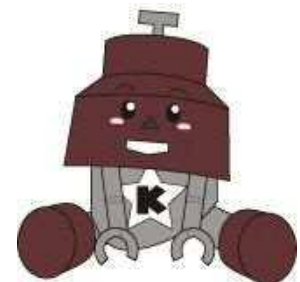
安全にお子さんを受け入れるため、以下の要件を満たしたかたを対象とします。

- ①市内在住であること
- ②実施保育所において安全に医療的ケアができること
- ③実年齢のクラスで、保育士・看護師の手助けがあれば集団活動が可能であること
(言葉、身振り、表情等で年齢相応の意思疎通が可能である)
- ④病状が安定していて日常的に自宅で保護者が行う医療的ケアが確立していること
(身近な大人からのケアを受け入れられる、年齢に則した状況の理解ができる)
- ⑤令和7年4月1日時点で満1歳の誕生日を迎えていること(1歳児クラス以上)

※上記のほか、保育所の利用に当たっては、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受けする必要があります。詳細は「保育施設利用のてびき」をご確認ください。

○実施できる医療的ケア

- ①喀痰吸引(口腔・鼻腔内・気管カニューレ)
- ②経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう)
- ③導尿
- ④インスリン注射
- ⑤酸素管理



○利用開始時期及び実施保育所

- (1) 利用開始日

令和7年4月1日

- (2) 実施保育所

施設名	住所	電話番号
南青木保育所	青木1-4-4	251-7248
戸塚西保育所	北原台3-18-10	298-4950
南鳩ヶ谷保育所	南鳩ヶ谷6-6-18	283-4001

- (3) 保育時間

平日(月～金曜日) 8時30分から16時30分

具体的な保育利用時間は、保護者と保育所との相談により、決定します。

※延長保育は実施しない

- (4) 受入れ人数

各保育所最大2名

※各保育所の空き状況によって異なります。

～利用開始までの流れ～

①事前相談受付 (電話及び窓口相談可)

※医療的ケアが必要なお子さんで保育所への利用を希望する場合は、まずは保育運営課にご相談ください。
受付期間は、令和6年4月16日(火)～令和6年5月17日(金)までとなります。
事前相談に関する説明や事前相談の日程調整をします。

②事前相談

※保護者とお子さんでお越しいただき、お子さんの状況についてお聞きします。また、利用開始までの流れや体験保育・審査委員会の申請方法について説明します。

実施場所：川口市立南青木保育所 2階会議室
住所：青木 1-4-4
日時：詳細については、事前相談受付の際にご説明します。
(4月中旬頃から5月中旬の間を予定しています。)
持ちもの：母子手帳

◎駐車場はございませんので、お車でお越しのかたは、川口市役所第一本庁舎の駐車場、または立体駐車場をご利用ください。

③医療的ケア実施申請書提出

※事前相談の内容を踏まえて、保育所の利用を希望する場合は事前相談後、2週間以内に以下の申請書類を保育運営課まで提出してください。

<必要書類>

- ①医療的ケア実施申請書
- ②主治医意見書
- ③医療的ケア児状況書
- ④医療的ケア児の保育に関する同意書

書類は、事前相談時に配布します。

④体験保育の日程決定

※保育運営課より体験保育の日程について、ご連絡いたします。



⑤体験保育

※お子さんと保護者にお越しいただき、医療的ケアを実施する保育所において半日程度の体験保育を通したお子さんの観察後、面接を行います。
集団保育が可能か、受け入れできる要件に適するか判断させていただきます。
※お子さんの状況によっては、体験保育の実施日を追加させていただく場合がございます。

実施場所：医療的ケアを実施する保育所のいずれか1カ所

日時：6月中に実施予定となります。

※詳細は体験保育の日程をご連絡する際にお伝えいたします。

※体験保育の内容・詳細は4ページをご覧ください。

⑥審査委員会

※面談、体験保育の様子をもとに、集団保育が可能か、また医療的ケアを安全に実施できるかを審査します。（7月下旬開催予定）

⑦結果通知

※審査委員会の結果を郵送します。（8月中旬に発送する予定です。）

なお、この時点で保育所の利用が決定するわけではありませんので、ご注意ください。※利用申込みに必要な書類については、結果通知とともに送付します。

※審査委員会において受入れが可能と判断されたお子さんは、利用申込みをしていただきますので「保育施設利用のてびき」をご確認のうえ、お申込みください。なお、利用希望施設については、医療的ケアを実施する保育所のみをお申込みいただきます。

⑧利用申込受付

⑨利用調整

⑩承諾通知

※詳細については、「保育施設利用のてびき」をご確認ください。

<注意事項>

◎審査委員会で受入れ可能と判断された場合であっても、利用調整の結果、待機となる場合があります。

◎医療的ケアを実施する看護師が確保されるまで保育所の利用をお待ちいただく場合があります。

●体験保育について

実施保育所において安全に医療的ケアの実施が可能かどうかを確認するため、体験保育を実施します。

(1) 実施保育所

南青木保育所、戸塚西保育所、南鳩ヶ谷保育所のうち、保育所の利用を希望する保育所

(2) 実施時期

6月中の1日

※お子さんの状況により、実施日を追加させていただく場合があります。

(3) 実施時間

9時30分から11時30分 おおむね2時間程度

体験保育終了後、面接を行います。

※当日は保護者同伴での実施となります。

※実年齢に合ったクラスの活動に参加します。

※実施日程については事前相談を通して調整します。

※体験保育当日の医療的ケアは、看護師等の立会いのもと、保護者に行っていただきます。

※体験保育当日の内容は以下の【保育所生活の目安】をご参照ください。

持ちもの

- ・母子手帳、保険証、医療的ケアに必要な物品
- ・おむつ、おしり拭き（おむつを使用しているお子さん）
- ・着替え、帽子
- ・上履き（3歳児クラス以上のお子さん）
- ・麦茶や水等の飲み物（お子さん、保護者ともに）
- ・お弁当、スプーン、フォーク等
- ・おしぼり、エプロン

【保育所生活の目安】

	1・2歳児の活動	時間	3歳以上児の活動
	遊び（室内・戸外）		遊び（室内・戸外）
9:30	おむつ交換・トイレ 午前のおやつ	9:30	トイレ 水分補給
10:00	年齢に応じた活動 体操や運動遊び、 制作、季節の行事など		年齢に応じた活動 体操や運動遊び、 制作、季節の行事など
11:00	おむつ交換・トイレ	11:00	トイレ
11:00	昼食	11:10	昼食